

## 【重要なお知らせ】

### 《特定商取引法に基づく概要書面の記載内容変更について》

拝啓

特定商取引法は2022年6月1日より改正法が施行されます。これにより電磁的記録（電子メール等）によるクーリング・オフの申出が可能となります。

つきましては、特定商取引法に基づく概要書面の記載を以下内容に変更させていただきます。ご確認くださいませお願い申し上げます。

敬具

記

#### 9 クーリング・オフについて

(1) 貴方は契約書面受領した日から起算して8日間以内（以下「クーリング・オフ期間」といいます。）であれば、書面又は電磁的記録（電子メール等）により本契約を解除すること（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。また、クーリング・オフ期間経過後であっても、サービス提供事業者が、貴方に不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑したために貴方がクーリング・オフをしなかった場合、貴方は、改めてサービス提供事業者からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをすることができます。

(2) 関連商品の販売契約が締結されている場合、貴方は、本契約と併せて、関連商品の販売契約をクーリング・オフすることも可能です。（関連商品の販売契約のみをクーリング・オフすることはできません。）。但し、サービス提供事業者と関連商品の販売事業者（以下「関連商品販売事業者」といいます。）が異なる場合、貴方は、表面4に記載された関連商品販売事業者に対しても、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをする旨を申し出る必要があります。

...

(6) クーリング・オフは、貴方がクーリング・オフをする旨の書面又は電磁的記録による通知を発信したときに、その効力が生じます。

以上

公益社団法人 日本美容医療協会

本書に関する問い合わせ先  
委託販売業者 フレックス株式会社  
TEL：0800-800-6737